

広島県立職業能力開発校規則及び広島県立技術短期大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十八号

広島県立職業能力開発校規則及び広島県立技術短期大学校規則の一部を改正する規則

(広島県立職業能力開発校規則の一部改正)

第一条 広島県立職業能力開発校規則(昭和四十四年広島県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(授業料等の減免又は徴収猶予) 第十八条 条例第九条に規定するやむを得ない事情により授業料等の納付が困難と認められる訓練生で授業料の減免を受けられる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 当該訓練生の学業成績、経済的な状況その他の事項を勘案して知事が別に定める基準を満たす者 二 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第十一条第一号に掲げる生活扶助を受けている者又はその者と同一世帯に属する者。ただし、前号に規定する者を除く。 三 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)に基づく個人の市町村民税が訓練生及び訓練生と生計を一にする者の全について非課税とされている世帯に属する者。ただし、第一号に規定する者及び雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第三十六条の規定による技能習得手当の支給を受けている者、訓練手当の支給を受けている者その他これらの手当と同等の給付金の支給を受けている者を除く。 四 (略) 2 条例第九条に規定するやむを得ない事情により授業料等の納付が困難と認められる訓練生で入校料の減免を受けられる者は、前項第一号に該当する者とする。 3 条例第九条に規定するやむを得ない事情により授業料等の納付が困難と認められる訓練生で授業料の徴収猶予を受けられる者は、第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する者に準じる者であつて、一時的に授業料の納付が困難であると知事が認めた者とする。	(授業料の減免又は徴収猶予) 第十八条 条例第九条に規定するやむを得ない事情により授業料の納付が困難と認められる訓練生で授業料の減免を受けられる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第十一条第一号に掲げる生活扶助を受けている者又はその者と同一世帯に属する者 二 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)に基づく個人の市町村民税が訓練生及び訓練生と生計を一にする者のすべてについて非課税とされている世帯に属する者。ただし、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第三十六条の規定による技能習得手当の支給を受けている者、訓練手当の支給を受けている者その他これらの手当と同等の給付金の支給を受けている者を除く。 三 (略) 2 条例第九条に規定するやむを得ない事情により授業料の納付が困難と認められる訓練生で授業料の徴収猶予を受けられる者は、前項各号のいずれかに該当する者に準じる者であつて、一時的に授業料の納付が困難であると知事が認めた者とする。

4 授業料等の減免又は徴収猶予の申請その他の手続に關して必要な事項は、別に知事が定める。	3 授業料の減免又は徴収猶予の申請その他の手続に關して必要な事項は、別に知事が定める。
--	---

(広島県立技術短期大学校規則の一部改正)
 第二条 広島県立技術短期大学校規則（平成二十年広島県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(授業料等の減免又は徴収猶予) 第十七条 条例第九条に規定するやむを得ない事情により授業料等の納付が困難と認められる学生で授業料の減免を受けられる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 当該学生の学業成績、経済的な状況その他の事項を勘案して知事が別に定める基準を満たす者 二 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十一条第一項第一号に掲げる生活扶助を受けている者又はその者と同一世帯に属する者。ただし、前号に規定する者を除く。 三 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に基づく個人の市町村民税が学生及び学生と生計を一にする者の全てについて非課税とされている世帯に属する者。ただし、第一号に規定する者を除く。 四 (略) 2 条例第九条に規定するやむを得ない事情により授業料等の納付が困難と認められる学生で入学料の減免を受けられる者は、前項第一号に該当する者とする。 3 条例第九条に規定するやむを得ない事情により授業料等の納付が困難と認められる学生で授業料の徴収猶予を受けられる者は、第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する者に準じる者であつて、一時的に授業料の納付が困難であると知事が認めた者とする。 4 授業料等の減免又は徴収猶予の申請その他の手続に關して必要な事項は、別に知事が定める。	(授業料の減免又は徴収猶予) 第十七条 条例第九条に規定するやむを得ない事情により授業料の納付が困難と認められる学生で授業料の減免を受けられる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十一条第一項第一号に掲げる生活扶助を受けている者又はその者と同一世帯に属する者 二 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に基づく個人の市町村民税が学生及び学生と生計を一にする者のすべてについて非課税とされている世帯に属する者 三 (略) 2 条例第九条に規定するやむを得ない事情により授業料の納付が困難と認められる学生で授業料の徴収猶予を受けられる者は、前項各号のいずれかに該当する者に準じる者であつて、一時的に授業料の納付が困難であると知事が認めた者とする。 3 授業料の減免又は徴収猶予の申請その他の手続に關して必要な事項は、別に知事が定める。

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。